上郡町学校給食センター物資納入事業者登録要綱

（目的）

第１条　この要綱は、上郡町学校給食センターの物資納入事業者（以下「事業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めることにより、学校給食用物資の円滑な調達を図ることを目的とする。

（基準）

第２条　事業者の登録基準は、次のとおりとする。

⑴　立地条件

町内または納入に支障がない地域の事業者又は個人とする。

⑵　経営状況

ア　常時営業が行われていること。

イ　工場、店舗その他固定した営業施設を有していること。

ウ　輸送及び連絡を迅速、適確に行う設備があること。

⑶　信用状況

ア　事業に熱意を有し、近代化に努め、営業状況が良好であること。

イ　学校給食を理解し、協力的であること。

ウ　食品に関する法律、その他関係法令等を遵守していること。

エ　引き続いて３年以上その業務を営んでいること。

オ　納税の義務を履行していること。

⑷　衛生状況

ア　食品衛生法による営業許可事業者においては、食品衛生監視票による監視採点結果が良好（81 点以上）であること。

イ　製造、加工事業者の場合は、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

⑸　供給能力

ア　指示する品目及び数量を指定日時に指定場所へ納入する能力を有していること。

イ　衛生上、特に留意する必要のある品目については、必要数量を自ら製造加工し、かつ保存する能力があること。

２　前項第２号及び第３号の基準を満たす者が新たに法人を設立した場合は、同項第２号及び第３号の基準を満たしているものとする。

（登録の申請）

第３条　事業者の登録申請手続きは、次のとおりとする。

⑴　期間　教育長が指定する期間とする。

⑵　資格　前条に掲げる登録基準のすべてに適合する事業者であること。

⑶　申請書　様式第１号によること。

⑷　添付資料　次に掲げるすべての資料を申請書に添付すること。

ア　市町村税に係る納税証明書

イ　主たる仕入、販売先等を記載した書類

ウ　営業所及び工場の施設、設備の平面図

エ　食品衛生監視票（写し）

オ　従業員健康管理状況説明書

カ　腸内細菌検査の結果証（写し）

キ　輸送方法（経路図及び所要時間、使用車種等）説明書

（登録の決定）

第４条　申請のあった事業者のうち、審査の結果適当と認めたものは、教育長が登録の決定をする。

（登録の通知等）

第５条　教育長は、登録を決定したときは、当該事業者にその旨を通知する。

２　登録の通知を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、誓約書（様式第２号）を教育長に提出しなければならない。

３　教育長は、前項の手続きを完了した者を指定事業者登録台帳に登載する。

（登録の有効期間）

第６条　登録事業者の登録の有効期間は、教育長が定める期間とする。

２　随時登録した場合は、前項で規定する登録期間の残存期間とする。

（登録の抹消）

第７条　教育長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

⑴　誓約事項に違反したとき。

⑵　登録基準に適合しなくなったとき。

⑶　入札に引き続いて３回欠席し、又は見積書を引き続いて３回提出しなかったとき。

⑷　教育長が特に不適当と認めたとき。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則

（施行期日）

この告示は、令和２年10月２日から施行する。

（施行期日）

この告示は、令和３年７月１日から施行する。